

—イギリス判例研究—

結婚契約無効にあらわれた強迫 (duress)

(その2) —「——恐怖が果して成程と思われる恐怖であるかを問わず——」

“fear — whether reasonably entertained or not —” をめぐるその後の事例について

羽 村 省 太 郎

(昭和52年9月16日受理)

目 次

一 はじめに

二 “——fear whether reasonably entertained or not —” をめぐるその後の事例について

- (1) Cooper v. Crane (1891) P. 369
- (2) Hussein v. Hussein (1938) P. 159
- (3) Griffith v. Griffith (1943) 1. R. 35
- (4) H. v. H. (1953) 2. P. D. 1229
- (5) Parojcic v. Parojcic (1959) 2 All E. R. 1
- (6) Buckland v. Buckland (1967) 2 All E. R. 300
- (7) Szechter v. Szechter (1970) 3 All E. R. 905
- (8) Singh v. Singh (1971) 2 W. L. R. 963 C. A.

三 おわりに

一 はじめに

紀要第12号では Scott v. Sebright¹⁾ の事例を取り上げ、結婚における合意の欠如 (want of consent)²⁾ として、強迫 (duress) における恐怖 (fear)、「生れつきもっている知性の弱さとか、恐怖に基づいて——その恐怖が果して成程と思われる恐怖であるか否かを問わず……」(Whenever from natural weakness of intellect or from fear — whether reasonably entertained or not) から申立人の性格や、精神状態が、強迫の主観的側面として認められていた。³⁾ 今回は強迫 (恐怖による強迫) が、その後の判例の中でどのように展開しているか、(A)諸事例の事実関係をみながら、(B)それらの判例を要約し調べてゆきたい。

二 “fear —— whether reasonably entertained or not ——” をめぐるその後の事例について

(1) Cooper v. Crane (1891) P. 369

(A) この事例は、原告は女性で強迫による合意の欠如の申立をしたが却下されている。この事実関係をみると、原告は24才、被告は21才で米国生れの従兄弟関係であり、原告は母親と1873年にヨーロッパに渡り、病気で転地療養のため英國へ行っていた。被告も彼の父親とヨーロッパにきており、ロンドンに彼女を訪ねていた。1888年7月8日、日曜日二人が礼拝に教会へ出かけた時に、被告が自分と結婚してくれ、もし結婚してくれなければピストルで自殺すると言ったので、彼女は恐怖してしまう。彼が何時もピストルを所持していることを知っており、彼女は自分自身何をしているのかわからないまま教会で挙式し、⁴⁾ 結婚簿に署名てしまっている。挙式後は教会の門の処で別れており、結婚の完成(consummation)もなく、それ以後被告に会っていない。原告は、結婚の挙式にもっと形式要件が要求されると思っており、一年後米国にいる被告の父親から結婚証明書が届き、結婚が有効であることを知った。彼女は持病を持っており、強圧的な人に対し無抵抗で屈しやすく、性格的に脆弱であることで強迫による無効を申立てている。

(B) さて、この判決では、合意の欠如をきたす強迫となる程度はいかなるものか。「……その事実は彼女の意思が被告による威圧で圧倒されており、それ故、眞の契約がなかったことを示すことで、挙行された結婚にそのような拘束力がないと決定するためには、事実として二つのことのうち一つを推定しなければならない。彼女が強迫によってひどくうろたえていたので、彼女の心が乱れていたし、何をしているのかわからなかった。そしてこのことは、弁論の中で引用された Bishop の書に彼女は何をしているのかわからないという文言⁵⁾によって意味されていると考えるが、この文言は Fulwood⁶⁾ の事件に根拠づけられているが、或いは、自分のやっていることはわかるが、自分の意思力が全く働かないで、自分の意思に基づかない自分の言動によって、被告の意思に対し単に表示したかどうかと考える。」⁷⁾と判示しており、後者の事実は強制(coercion)⁸⁾となる場合で、本件ではこの二つの事項による事実が証明されていない。証言では、彼女は完全に行動でき自己抑制力もあり、非常に繊細であるという性格も充分に証明されないし、被告が強圧的な性格である証明もないし、21才とさえ思えない若者である。⁹⁾ 彼女の気質に関し、医学上の証明では短気であった。ただ一つ証明された脅迫は、ピストルで自殺することである。この点で恋人を射つといって脅迫した Field¹⁰⁾ の事例があるが、この程度では合意の推定に対し強い反証にならない。Scott v. Sebright¹¹⁾にあらわれた諸事実とかけ離れているし、強迫の認定にあたらないとし、申立を却下している。¹²⁾

(2) Hussein v. Hussein (1938) P. 159

(A) この事例の申立人は、18才の女性で1933年10月10日の結婚登録所における結婚式が

強迫による無効の申立である。申立人は英國に居住し、被告はエジプトで鉄道員として勤務していた。原告である彼女は被告に対する恐怖（fear）と強迫（duress）、そして威嚇（terror）により自由意思を喪失し結婚式に誘導されたとしている。結婚式前、度々被告に結婚しなければ殺すと脅迫され、彼女はそれと思い込んでおり、結婚式前、被告に次の如き条件の承諾書に署名させられていた。「(1) 夫が古いタイプのエジプト人で、自分がエジプト人の慣習や性格を熟知して、すべてその慣習や性格に従うことを約束する。(2). 夫と一緒にないと何処にも行かないと約束する。(3). 自分の男友達やボーイフレンドを絶対にもたず、家に訪問させない。外出しても男や少年と会わないし約束ごともしない。(4). エジプトにいる友人に手紙を書かないし、外国にいる男、少年や少女や婦人にも手紙を書かない。(5). 家でもいざれの男とも少年ともダンスを踊らないし、他の家でも、宴会のホールでもいかなる処でもダンスしないと約束する。(6). Mohamed (夫) は、金持でないことをよく知っており、自分を充分に扶養する以上に約束できること。(7). これらの条件は自分の意思で何等拘束されず書いたことを自覚しており、責任も認めており、もしこの条件を破るとすれば、別居し、エジプト、英國の裁判所を問わず経済的請求権を求めない。」¹³⁾ ということであった。勿論同衾（consummation）もなかった。

(B) 本件では、申立人が18才の女性であったことと、被告の行為はまさに脅迫に匹敵するとし、Scott v. Sebright¹⁴⁾ の強迫における恐怖の原則（Whenever natural weakness of intellect or from fear — whether reasonably entertained or not —）が適用されている。

(3) Cyril Griffith, Petitioner v. Margaret Mary Griffith, Respondent (1943) 1. R. 35

(A) 本事例はアイルランドの判例であるが、原告である夫から、被告である妻と、妻の母親に対し、虚偽的不実表示による不当に科せられた（*unjustly imposed*）強迫が理由で、その結婚の合意に欠如があり、18年後¹⁵⁾の申立て無効となっている。この事実関係をみていくと、1925年11月18日、当時19才の男性である原告と、17才の被告は、カトリック教会で結婚をしている。この原告は、毛皮業の職人で、父と一緒に仕事であり、両親、兄弟姉妹と同居している。1925年7月に友達とキャンプにでかけ、被告に初めて出会っている。その7月25日、原告の自認によると、その夜に被告と性交関係をもとうとしたが失敗している。彼に充分な性知識もなく、男根の搜入も事実上充分に行われなかつた。それ以来、11月10日まで彼女とは会つていなかつたが、その11月10日、近くに住む被告と被告の母親が、彼を仕事場に訪ねて、医師の検診で妊娠しているのがわかつり、それがキャンプでのあの出来事だとし、もし、彼女と結婚しなければ、17才の少女に対する不法性交（*unlawful carnal knowledge*）として刑事訴追に問うと脅かされ、こうした脅迫は自分と自分の家庭に対する醜聞であり、その暴露となり、また彼女の父親はアルコール中毒に罹っていると脅かされている。このことを父親にすぐに相談するが、彼女の妊娠は自分の行為でないと

否定している。父親は、彼女と結婚を認め、教会の神父との話し合いで1925年11月18日水曜日午後4時結婚式をしている。結婚式後は二人共別れるが、その後原告の父親の家に同居することになり、2月に初めて一回限りの性交があった。このとき彼女は、他の男性がいて、彼が妊娠の子の父でないと告白している。（あとでその男より彼の方が好きだったのと言っている。）彼はこのことをすぐに父親に話し、翌朝、神父に相談している。彼女は自分の母親の許に帰されている。神父は彼女にその告白を書面に書かせ、自分と原告、被告に署名をさせている。その後ローマ教会最高法院 (the Sacred Roman Rota at Rome) で、不当に科せられた恐怖による合意として無効にしているが、これはカノン法 (Canon law) 上の判決で、民事法上の結婚の効力とは無関係である。この教会の無効判決が下った1935年まで、扶養料を原告の父親の指示で一週10シリングずつ被告に送付している。妊娠の子は1926年3月22日双生児として出生するが死亡している。以上の事実から18年後の1944年2月25日、申立人が、被告の欺罔 (fraud) と脅迫 (intimidation) 等の問責を主張して、原告には、当該結婚における真の合意に欠如 (the want of real consent) があり、その無効の申立てである。

(B) 本判決では欺罔だけでも脅迫だけでもない。両者の結合で生じたものとしてこの強迫と欺罔の関連から論述している。先ず、強迫に関して、この事案に主張される強迫 (duress) 或いは脅迫 (intimidation) の構成は、妊娠の結果が申立人により生じたことは虚偽と知りつつ、被告と被告の母親により原告を刑事訴追、17才の被告に対する不法性交の刑事訴追にするとの脅迫であった。この脅迫は彼に有罪と拘留の恐怖を伴って、彼と彼の家族に生ずる醜聞とその暴露となるもので、申立人によれば結婚にまで至った。これが強迫に関する事実であった。こうした刑事訴追の脅迫を伴う結婚事例がしばしば生じており、女性に対する不法な性交をした男性は刑罰をうけるか、結婚が二者のうちどちらかを選択している。問題は加えられた恐怖が正当に科せられたものであるか。つまり父子性の問責が真実でなければならない。(that is, the charge of paternity must be true.)

さて、ここでの強迫は正当に科せられた (*properly imposed*) かどうかによって、強迫による合意の欠如となるかである。次に欺罔の点をみてみると、妊娠による父性の問責は、被告の虚偽によるとわかつて、原告を欺罔し不実表示 (misrepresentation) させているので、故意による欺罔との結合があることである。この裁判では被告は不出頭で、この判決における強迫と欺罔を強く証明した事実は、神父の証言と神父が保存する前述の原告と神父と被告の署名入りの告白書と原告のもっている彼女の2通の手紙であった。（二通の手紙の一通は1929年1月26日のもので、自分のしたことに対する詫び状であり、他の一通は、1929年5月3日月曜日夜8時に会いたい旨のものである。）

さて、本件強迫 (duress) の定義として、「強迫は程度の問題でなければならない。そして強迫は軽度の威圧の形態から始まり、死の脅迫を伴う物理的暴力に及ぶ」¹⁶⁾ とし、欺罔の場合にも、「強迫と同じことが結婚に導く欺罔のいずれかの態様にも適用になるし、そ

れは、また、程度の問題となる」¹⁷⁾との法原理を示している。それで、Scott v. Sebright¹⁸⁾の強度の恐怖 (grave fear) のあった場合を判示している。本件で欺罔があったが、この悪意不実表示 (fraudulent misrepresentation) が、強迫 (duress) と結合している。「当事者が、契約の性質を認識して自由に承諾をした結婚の効力を無効としないが、脅迫 (threat) か強迫 (duress) により結婚式に導かれた場合は、結婚の真の合意がないから無効であるとする。」¹⁹⁾さてここで欺罔は、強迫と同じくすべての欺罔が合意の欠如をもたらすかが検討されている。こうした一般原理から判示して、本件において、強迫か或いは脅迫が結婚に引き入れる恐怖を生ぜしめるが、もしもそのような恐怖が、正当に科せられるすれば、契約される結果としての結婚は有効で拘束する。欺罔か不実表示のみにより強迫がない場合で、真の合意がないが外観上の合意が生ずれば、結婚を無効とする。こうした事例では、初めは罪を犯した男性は、女性との性交を否定するが、本件の申立人は、被告との交りとその親密さは限られたものだと自分の父親や神父に告白している。彼の父親は息子と被告との性交が充分にあったとみていた。しかし申立人の性格、態度も正直で信頼性ある証人と判示している。申立人は当時18才で人生経験に浅いこと、父親（裁判途上で死亡）と神父の忠告や示唆に押し付けられ、²⁰⁾ 刑事訴追の脅迫、拘留の可能性あること、それによる自分や両親に生ずる醜聞やこの暴露に脅え、しかも、妊娠させた責任が確実でないが、ありうると思い被告と結婚したとみている。この原告の結婚の承諾は愛情による通常の提示でなく、不法な虚偽的不実表示によって生じたまさに彼の承諾の根元に及ぶ、非常に重大で致命的な問題として、重大なる恐怖が事実上あった。それが現在非難されている結婚に引き込まれたかかる不当に科せられたその恐怖であった。証拠調べと自分としての法の見解から欺罔と恐怖の結合によって、えられた合意は、申立人を拘束する合意でないと、従って結婚が無効として強迫を認定している。

本事例では、ローマのカトリックの教会最高法院で結婚無効としての欠如した合意 (a defective consent, ie, a consent caused by a fear unjustly imposed) が本判決の主要原理と同一と思えるとして、カノン法の第1087条の恐怖 (fear) の条件を引用している。

「結婚は、人が結婚を選ばざるを得ないことから自由になるために、不当に外的事由から生じた強制力とか、強度の恐怖から契約をした場合、効力が生じない。他のいかなる恐怖も結婚の無効を提起することができない。あらゆる形態の恐怖が無効としては充分でないが、無効と判決されるには次の条件をみたされなければならない。

1. 恐怖が強度でなければならない。
2. 恐怖が外部から科せられなければならない。
3. 恐怖が不当に生じたものから強制されねばならぬもので、結婚が自分にとってそれから逃れるためのまさに唯一の選択である。」²¹⁾と述べている。

(4) H. v. H. (1953) 2 P. D. 1229

(A) この事例は、第二次大戦後の政治犯訴追から逃れるための偽装結婚 (Sham mar-

riage)²²⁾といえるものもある。1949年3月9日, ブタペストの結婚登録所での結婚式が, 生命, 自由, 貞操, に対する恐怖からであるとし, 無効を申立てたものである。申立人は, ハンガリア人で18才の女性であり, 被告である夫は, 6ヶ月年下のフランス人であり, また従兄弟の関係にある。当事者は1949年5月7日ハンガリーからパリへ, そして5月18日に彼女は英国に渡っている。勿論結婚後は同居も完成 (consummation) もない。1953年1月23日, 婦人科医によって彼女が処女であることが検診されている。1948年にコミニストがハンガリアを支配し, その当時知人の多くが刑務所か収容所に送還され, 自分も同じ運命にある恐怖を感じていた。こうした不穏な情況下にあり, 彼女の友人二人の証言によると, その一人は1949年3月14日に未知のオーストリア人と偽装結婚し国外に脱出し, 結婚解消後再婚しているし, もう一人の女性も外国人と結婚し, 国外に脱出後, 結婚を解消し再婚している。この偽装結婚も結婚後目的を達したら, すみやかに解消しようという初めからの計画で行われている。

(B) 本判決では, イギリス法が適用されているが, 1894年のハンガリヤの結婚法第53条に, 「もしも当事者の一方が, 脅迫に策動され全く恐怖の結果結婚したなら, その結婚は強迫によるものとして取消しうる。」²³⁾とされ, イギリス法もハンガリア法も, カノン法が共通の母胎となっており, 恐怖と強迫下の結婚無効に関して殆んど同一である。それで, イギリス法下もカノン法と同じく, 有効な結婚の要素は, 契約当事者の合意にある。

イギリス法下, 恐怖が結婚の合意を否認する一般原理は, 英国裁判所で以前から認められるとする Moss v. Moss²⁴⁾ の判例を引用している。こうした強迫の原理として, fear — whether reasonably entertained or not — の法原理に対する具体的諸事実の適用にあることになる。しかし, 本事例では, Scott v. Sebright²⁵⁾ の事実と全く相違しており, この申立人の恐怖は夫である被告かその相手方の加担者による行為に起因していない。夫である被告は, むしろ危機から逃れるための助け人であって何ら罪もない若者である。してみるとこの恐怖とか強迫は, 被告或いは被告側に立った者から生じた以外の他の原因から生じている。 ("—fear for duress emanated from any other source than from the respondent or his servants or agents.")

さて, 強迫としては前述の Griffith v. Griffith の Haugh J. の判決理由を引用している。そして, ここで次の如き強迫下のものでないが二つの事例を引用している。一つは米国の判例, United States v. Rubenstein²⁶⁾で, チェコスロヴァキアの女性が米国人と偽装結婚によって米国に移住するがこの結婚を無効としている。もう一つは, 南アフリカ裁判所の Martens v Martens²⁷⁾ の事例で, アフリカにいる既婚の男性と一緒になるためギリシャの女性がアフリカにいる他の男と結婚した事例だが, この無効の申立ては却下されている。この二事例は両者とも移民法を脱法するため結婚をしているが, 恐怖 (fear) によるべきものでなかった。そこで本判決として, 恐怖の要素がない場合は, 被告の妻となるべきことであるとし, 「検察総長は, もしもこの結婚式以前にすべての独身女性は, 婚約者とすると

いうハンガリヤ当局の布告があったとすれば、女性はこの異常な運命をさけるためにかかる結婚することになる。この結婚の目的は、パスポートをえてハンガリヤを逃れることにあった。」²⁸⁾と述べるが、原告と二人の証人の証言にみられる彼女を危殆におとし入れ危険に対する恐怖 (fear of the danger) があったとし、彼女の恐怖は成程と思われるものとして強迫を認定し、その合意を否定する類のものとして無効としている。

(5) *Parojcic (otherwise IVETIC) v. Parojcic* (1959) 2 All. E. R. 1

(A) この事例では、二つの申立事由があり、一つは結婚式の性質に関する錯誤、つまり単に婚約の行事と思ったこと、他は父親からの強迫により結婚に誘導されたことであった。原告の父親は反コミニストとして母国ユーゴを去り1947年から英國に居住している。原告である21才の彼女と母親は困難な目に遭遇しながらユーゴスラヴィアを去り1956年11月11日に英國にきて父親と一緒にになっている。母親の父は拷問で死亡、母親の兄弟二人は射殺されている。被告は31才で父親の友人で同じユーゴの避難民であり、彼女らが到着したヴィクトリア駅に父親と一緒に出迎えている。父親はこの被告に自分の娘と結婚させることを約束している。勿論原告は、それまで一度も被告には会っていないが、その後、12月29日に結婚登録所で五人のユーゴ人の出席の下で結婚式をあげるが、彼女はその後自分の部屋に鍵をかけて閉じこもり、被告との完成 (consummation) もなかった。原告は3月11日事務弁護人に相談した後、他のユーゴ人と同居し妊娠している。

一の申立事由は、すべて結婚は結婚式があった後、教会で行われるのがユーゴでの慣行で、この結婚式の性質に錯誤があったと主張しているが、証明されず却下される。しかし他の申立事由で父親の強迫の点を認定している。

(B) 判決については、前述の *Cooper v. Crane* の *Collins. J.* の判決を引用している。錯誤の点は証明不充分で強迫の認定となる事実は次の如き事実であった。11月11日から12月27日まで父親との口論で、父親はこの結婚を拒否すればユーゴに送り返すと脅迫しており、彼女は過去の恐ろしい体験から恐怖てしまい、実際にそうなるものと思い、ユーゴに戻されるなら自殺する方がましだと言っており、この六週間不幸に泣きくずれている事実である。この数年父親とは別居して、未知の人のように思え、このイギリスでのわずか六週間の人生に、その父権としての権限を注がれ、この六週間脅迫しつづけられ、その恐怖によって挙式にかりたてられた事実に強迫が認定されている。その事実は、強迫したのは被告でなく父親であるのが相違するだけだとして、被告の強迫による *Scott v. Sebright*²⁹⁾ の判決理由の結尾を判示している。“.....long before the ceremony was gone through..... that she had been reduced by mental and bodily suffering to a state in which she was incapable of offering resistance to coercion and threats.....” これは強制 (Coercion) による精神上の抵抗不能の場合であろう。³⁰⁾

(6) *Buckland v. Buckland* (1967) 2 All E. R. 300

(A) この事実関係は、原告は、1932年8月13日マルタ島で出生し、母はマルタ人、父は

イギリス人でこのマルタ島で船渠の夜警に従事している。1952年10月から1953年4月までマルタ人の15才の少女 Dora と知り合い一、二度会っただけだが、全く通り一遍の社会上の付き合いであって、彼女の両親も住所も知らない何等愛情も不当な関係ももっていない。彼女が何才かも知らず、結婚前数ヶ月も全く会っていないが、しかし、マルタ島の検査官に年少者の不法性交の刑事訴追に問われたことになった。勿論、原告には身に覚えのないことであったが、一晩留置されイギリス行のパスポートをもっていたので取り上げられてしまう。原告は事務弁護人にこのことを相談するがこうしたことは、この国で日常茶飯事で、大抵前述の不法をしたイギリス人は結婚せず本国へ立ち去ると。もしマルタで裁判になれば2年間の拘留と15年間妊娠した子の扶養が課せられることになる。職場の上司とも相談するか同じ意見であって、彼は刑務所より結婚する方を選び、マルタ島の教会で1953年5月1日午後8時に挙式をしている。牧師もこのことを知っている、式は被告の両親を含む数人の人が出席している。原告はその夜11時から夜警の勤務にでかけている。その後一週間ばかり被告は彼の母の家に彼と同居しており、彼は隔日に夜勤があり就寝しているが、5月9日マルタ島を出国し、被告にはそれ以後会っていない。

(B) 本件の判決において、前述の H. v. H. と Griffith v. Griffith の事例を引用し、さらに強迫に条件を附加している。先ず、H. v. H. では「申立人の恐怖が真に存在しており、結婚に対する合意を否定するに充分な程度である」³¹⁾ことと、「恐怖が、果して成程と思われる恐怖であるかを問わず」³²⁾とすること。そこには「被告か被告の立場以外の原因から生じた恐怖か強迫かの判例は今迄ないと思われる。」³³⁾と述べているが、この判決で、原告の恐怖のための救済を斥けるために被告に責任がない事実を許容していなかった。本件では、第一に合意を無効にする恐怖が現存したこと、第二に「恐怖が成程と思われるかどうか」ということと、次に Griffith v. Griffith の Hangh J. の判決にみる前述の正当に科せられる(justly imposed) 場合は、契約は有効に拘束する。さらに、次の設定として、たとえ恐怖が成程と思われようとも、原告自身に責任のない何か外部情況から生じていない限り、合意は無効とならないであろう。(if fear is reasonably entertained, it will not vitiate consent unless it arises from some external circumstance for which the petitioner is not himself responsible.)³⁴⁾ この事例に於ては、被告と被告の父親か、被告の父親一人による彼に対する不法な問責によって恐怖が生じていること、それに加えて原告は、事務弁護人や上司によって、その恐怖が募り、³⁵⁾ 抜きさしならぬデレンマに陥ったことが結論づけられているとし、原告の恐怖は、自己の責任のない外部的事情から生じたことが成程と思われると考えられる (his fears which were reasonably entertained arose from external circumstance for which he was no way responsible)³⁶⁾ として強迫を認定しこの結婚無効としている。

(7) Szechter v. Szechter (1970) 3 All E. R. 905

(A) 本件の申立人のニーナ (Nina) は1940年6月10日ポーランドに生れ両親はユダヤ人

で、第二次大戦当時幼い頃母とドイツ人の収容所に列車送還される途上、一縷の望みをかけた母親により雪の上の線路上に抛り出され、或る婦人に助けられるが、その時のショックで背骨を傷め指は凍傷により手術で切断されている。母は収容所で死亡、父は自殺している。

彼女はワルソで養育され、その婦人を母と思っていた。その婦人はカトリックの信者で、彼女もその信者となっている。この婦人 (Mrs. Karsov) は1949年逮捕され、27ヶ月の尋問の後10年の拘留を受け、5年で釈放されているが、この残酷な法の取扱いは彼女に強い影響を与えた。ニーナ (Nina) は結核と甲状腺の障害や脊髄の持病で入院するが、この苦境を克服して、ワルソ大学を、1963年美術学士として卒業、ジャーナリストと歴史研究者として従事しており、政治裁判に関心をもっていた。このとき被告であるユダヤ人の顕著なポーランドの歴史家とその妻に出会っている。被告はドイツ軍との闘争で盲目になり、原告はその秘書として1966年まで被告の家族同様に生活していた。1966年8月12日、休日のとき家族全員がポーランド防衛隊に逮捕され、被告は48時間後に釈放、原告は裁判に係属されモコトス (Mokotos) に10ヶ月と更に4ヶ月間留置され、10ヶ月訪問者も手紙も外部からのニュースも知らされず、3ヶ月も書くことも読書も許されず、食物もごく粗末で、肉も、新鮮な野菜も果物も与えられていない。健康は急速に悪化し、医者は刑務所の病院に入院を勧めるが、予審係官に拒否されている。彼女の持病の治療も充分でなく途絶えるため、身体も衰弱、結核も進行していた。尋問は毎日7、8時間、時折1日に2度行われるが、係官の食事の三十分が休憩時間であった。8月に逮捕された夏の服装のままで冬服も与えられず、ヒーターもなく、氷のような水が供給されていて、木製のベッドと藁の枕と一枚の毛布のみであった。尋問の主目的は共犯者(被告と学生)を知るため様々な脅迫が行われていた。被告には情報提供すれば、イスラエルへ出国できることを告げている。被告は、ニーナの出国を計画し、先ず自分の養子にしようとするが18才以上であったので、ポーランド法では許されなかった。10ヶ月間の尋問を終えて弁護人を呼ぶことが許され、そこで被告は1967年4月14日その妻と離婚し、妻と子をイスラエルに帰し、原告との結婚により、出国を計画していた。1967年10月2日の裁判で10月26日に3年の拘留と決定されるが、病気のため生命が危ぶまれていた。その後1ヶ月して30分の面会が許される。彼女は初めは結婚の計画に反対していたが、のち承諾し、防衛隊の反対にあったが1968年2月2日結婚式はモコトス (mokotos) 刑務所で行われ、5分間で終え一言も喋っていないが、ポーランド法上形式的要件が具備していた。1968年9月5日、ニーナは釈放され、1968年11月にオーストリアに出国、国際救援協会に保護されて英国へ渡り、1969年8月15日この結婚無効の申立に及んだ。

(B) 本件はポーランドにおける結婚であるので、挙行地法としてポーランド法が適用され、外国法による証明が不充分な場合イギリス法が適用されている。さて1965年1月1日施行によるポーランドの民事法第82条には、「いかなる理由であろうとも、自己の意思を

表示するに、意識ある自由な決定を斥ける状態にある者の表示は無効である」³⁷⁾ としている。

本件でポーランド法の専門家である Jaxa 氏によると、結婚状態に入る当事者の合意が拘束下に与えられるなら、ポーランド法でも無効で、ポーランド裁判所でも無効になると陳述している。Dalrymple v. Dalrymple の判決で「結婚契約が暴力と欺罔によって強要されてはいけないと述べられ、そうした契約は、いずれの証拠によっても無効とされるのが契約の一般原理でないか」³⁸⁾ とし、外形上有効な結婚契約に、合意の真実性を否定する強迫に関する原則も、他の種類の契約と同じであり、結婚の法においてその概念は、カノン法の恐怖についての無効となる障害事由からひきだされるとし、Bishop の文言を引用している。³⁹⁾

さて、一般には恐怖、強迫の原因は反対の当事者側から生じているが、必ずしもそうでないことは H. v. H. にみられるので、この恐怖は生命、自由、貞操に対する政治的、社会的な危機から生じている。前述の如く原告の恐怖が、成程と思われた恐怖であり、結婚の合意を否定する類のものであった。次に Buckland v. Buckland では、前述の原則により、恐怖が自分の責任でない外部的事情から生じなければならないとし、それが成程と思われたかどうか。恐怖の故に結婚の合意が決定されたことをあげて、本件は、H. v. H, Buckland v. Buckland よりももっと強い強迫があったとし、「当事者が、経済上或いは社会的失墜から逃れるため、さもなければ有効な結婚を無効にすることは不充分であると思う。私の考えではかかる有効な結婚を無効にする強迫の障害のためには、当事者の一方の意思が、差迫った危機、然も自分に責任もないが生命、自由、身体に対し生じた真に成程と思われた脅迫によって威圧されたことが証明されなければならない。そうだとすれば、その強制は、通常の結婚状態に対し合意の真実性を崩す。」として強迫を認定している。⁴⁰⁾

(7) Singh v. Singh (1971) 2 W. L. R. 963 C. A.

(A) 本件の当事者はシーカ教徒 (sikh) であり、シーカの慣習によれば民事上の結婚式後、一週間後にシーカ寺院で宗教上の儀式をして同衾することになっている。

原告は17才の女性で、被告は21才、1968年10月1日イギリスの結婚登録所で結婚式をしている。この結婚はシーカの慣習通り原告の両親が取り決めており、原告は、その両親の願望を遵守し、シーカ教に対する敬畏の下にあった。勿論原告は、結婚式まで被告（夫）に会ったこともなく名前も知らない。両親の話だと、夫は学問があり美男子だと聞かされているが、事実は相違している。民事上の結婚式は心ならずも出席するが、あのシーカ寺院での宗教的儀式には出席を拒否している。その後同衾もないし、彼女は被告とも会ってもいないし話しもしていない。申立事由は、一は両親による強制による強迫と、他はこの男に因る克服しがたい嫌悪による性的不能であったが却下されている。

(B) 本判決で Karmimski, L. J. によると、有効な結婚のための第一の要素が合意であることは、数世紀に渡って普通一般の原理として、永い間存在してきていることと判示し、

Esmein の “Le Marriage en Droit Canonique” の一巻の「結婚の要素である合意が、無効を主張する配偶者に存在しないなら、結婚は存在しない。結婚は無効で、外形上存在するだけだと全くいわれるはずがない。これはカノン法に於ける根本的且つ宣言されている原理である。」⁴¹⁾を引用し、合意なければ結婚なしとして前述の H. v. H. と Szechter v. Szechter の事例を引用している。前者に於て、少くとも自由を喪失する危機があったし、後者に於ては、原告に生命、身体、自由に対する何等かの危機があったが、本件にはその提示がない。両親の願望と尊敬、それにシーカ人の習俗に従ったことはまさにその通りだが、結婚挙式後の心変りで合意の不存在とする事実はなかったこと。ただ申立人は15才で思想の新しい国に居住し、その慣習に影響されている少女には同情できるが、合意の不存在は証明されないとする下審の判断は正しいとしている。

Megaw L. J. によれば、強迫の主張に対し H. v. H. の事例で Karminski J. の判決の「検事総長が強迫の原理は、厳格にして無闇に拡大されるべきでないこと。もし、恐怖の要素がないなら、原告は被告の妻となるべく意図したと強いてみいださざるを得ない。」⁴²⁾とし、Rayden の “on Divorces” で結婚契約無効の挙証責任は、商業上の契約よりも重いこと⁴³⁾をあげて、強迫の評決は恐怖の認定であるが、この若い原告が恐怖としての許容し得る提示はあったか。恐怖でなく不承不承であったとして、いずれも強迫の認定を却下している。

三、おわりに

以上の諸事例をみると(4) H. v. H., (6) Buckland v. Buckland, (7) Szechter v. Szechter 等の事例を除くと、強迫者が被告となる相手側に立つ者か、⁴⁴⁾その加担者により起因した強迫に問題があった。しかし(3) Griffith v. Griffith と(6) Buckland v. Buckland では申立人自身の刑事上の訴追（法律上の強制力）の有無が客観的外部的事情として強迫の条件に加わっているが、この外部的事情として強制力が正当に科せられる (*justly imposed*) か否かによって(3)の事例では原告に対する強迫の認定を左右していた。(6) Buckland v. Buckland では、*justly imposed* の解釈として自己に責任があるか否か (He is in no way responsible for—) によっている。(8)の Singh v. Singh の強迫では、シーカ教徒の教義、両親への服従義務とその慣習を遵守すること。特定社会の文化的風土である習俗・慣習的習律も客観的外部的事情ともなりえようか。本件では申立人の恐怖を認定していない。次に、(5) H. v. H., (7) Szechter v. Szechter では被告となる相手側に起因する強迫では全くない。まさに、純粹に客観的外部的事情（特定の政治的・社会的・国家体制）から生じた恐怖となるものであった。

以上を総括してみると、Scott v. Sebright⁴⁵⁾の事例に於ける “Whenever from natural weakness of intellect or from fear — whether reasonably entertained or not —” の申立人の性格、精神状態から恐怖が果して成程と思われるか否かを問わずとする主観的側面

からするアプローチは、(1) Cooper v. Crane と、(2) Hussein v. Hussein, (5) Parojcic v. Parojcic 等の事例のように思われる。

次に「恐怖が成程と思われる」“A fear is reasonably entertained”. の客観的側面からのアプローチは、(3) Griffith v. Griffith, (4) H. v. H. (6) Buckland v. Buckland,⁴⁶⁾ (7) Szechter v. Szechter (8) Singh v. Singh にあらわれているが、(6), (7), (8) 等は強迫となる恐怖に成程と思われることにさらに若干の条件が加えられている（後述）。さて(3) Griffith v. Griffith では強迫と欺罔の結合した申立て、恐怖が成程と思われるか否かをめぐる判決理由は判示されていない。ただ、Scott v. Sebright⁴⁷⁾ に強度の恐怖 (grave fear) があったと判示し、それらの程度、 “Duress must be a question of degree and may begin from a gentle form of pressure to physical violence, accompanied by threat of death.”⁴⁸⁾ （前述）を示し、不法性交の刑事上の問責が正当に科せられた (justly imposed) 場合には強迫とならないから、客観的側面からのアプローチと思われる。(4) H. v. H. においては、主観的側面からのアプローチを肯定した上で、「成程と思われる恐怖」の認定が、被告人側以外の他の原因から生じたことを指摘している。次に、(6) Buckland v. Buckland では、不当に科せられた (unjustly imposed) ことに対する解釈として、⁴⁹⁾ 申立人に責任がない外部的事情が加えられており、(7) Szechter v. Szechter では、さらに生命、身体、自由に対する差迫った危険がまさに成程と思われた恐怖であり、これに対し、申立人に責任がないことが恐怖の条件として加えられているが多少問題点が指摘される。⁵⁰⁾

以上の考察からみて、強迫が被告人側の立場から直接生じたものは、主観的側面からのアプローチが可能であろう。この場合は、主に当事者間における心理状態からの反応による内心的事象としての恐怖の事実が生じたかどうかがみられるであろう。被告側以外の他の事情による強迫が生ずる場合は、客観的側面からのアプローチが妥当するであろう。⁵¹⁾ この場合は強度の強迫かどうか。強迫によって精神上の抵抗不能かどうかが審理されるとみられる。そこに、恐怖に他の条件がプラスされることになる。この後者の場合、直接に結婚要求に結合する脅迫以外の外部的事情がある点で、申立人に責任のある場合を考えられうるから、その外部的事情から正当に免かれることを願う (properly wish to escape) 条件が妥当するかどうかとの見解がみられる。⁵²⁾ また、“justly imposed” の解釈で申立人の外部的事情がある場合に、結婚と直接結びつく脅迫に対し、それに応じた相当程度の事由と結婚要求を強いる妥当な手段が条件づけられるとする。⁵³⁾ またこうした情況下で、結婚とその脅迫による遂行との選択に直面することに合理性がある場合には、その恐怖は、正当に科せられた恐怖として結婚を取消さないとする見解がある。⁵⁴⁾ いずれにしろ、強迫の問題は、各事例にあらわれる事実の問題として、強迫を明確に定義づけることはむずかしく、裁判所に、各事例をその処を得させて認定することが妥当な方法であろうかと思われるのである。⁵⁵⁾

脚注

- 1) 1), 11), 14), 18), 29), 30), 45), 47), —(1886)12 P. D. 21
- 2) consent は「同意」「承諾」(英米法辞典、高柳末延編)と訳されているが、わが民法上の「同意」申込に対する「承諾」と区別するため「合意」としている。
- 3) 拙稿 イギリス判例研究—結婚契約にあらわれた強迫（duress）（その1）— Scott v. Sebright (1886) 12 P. D. 21 (岡山理大紀要第12号67頁)
- 4) イギリスにおける結婚契約は、容易であり、短期日の告示で行われた。Peter Seago and Alastair Bisett Johnson Cases and Materials on Family Law (1976年) 6 頁。尚、傍線は私による。
- 5) Bishop, on Marriage and Divorce 1891年 7 thed. ss. 541
- 6) Cro. Car. 482. 488. 489
- 7) 本件—(1891) 2 P. D. 376
- 8) 強迫が存在するかどうかの一定の客観的基準、D. J. Lanham, Duress and Void Contract 29. M. L. R. 629 参照
- 9) 強迫者が被告人の場合、その性格も強迫の判断に問題とされる。Manchester, Marriage or Prisoner: the case of the Reluctant Bridegroom 29. M. L. R. 622. 625.
- 10) 2 H. L. C. 48
- 12) 結婚式が挙行されれば、一応結婚が有効に成立したとの推定がなされるから、これを否定するには、強い反証が必要であることが、判示されている。例えば、本件 (1891) 2. P. D. 376. 377. Griffith v. Griffith (1943) 1. R. 39., Wright v. Flwood 1 Curt. 662. p. 666, Cuno v. Cuno 2 H. L. Sc. App. 300, Singh v. Singh (1971) W. L. R. 968, H. v. H. 2 All E. R. 1233, Scott v. Sebright (1886) 12 P. D. 21 p. 24
- 13) 本件—(1938) P. 159. 160
- 15) この事例は、結婚後18年後のその無効の申立であるが、アイルランド議会 (the Oireachtas) では、離婚の制定法ができない。アイルランド憲法第3章第41条に規定されていたことと、当事者間では、カトリック教会裁判で1935年、カノン法上の結婚無効判決をえていたためかと思われる。
- 16) 本件—(1943) I. R. 42
- 17) 本件—(1943) I. R. 52
- 19) Ibid — Halsbury's Law of England, vol. 16. p. 278 para. 514
- 20) この点は強制とみていよい。
- 21) 本件—(1943) I. R. 52
- 22) Bromley, Family Law 5th. ed. p. 91, P. Seago and A. B.—Johnson, Cases and Materials on Family Law, 1976年, p. 53
- 23) 本件—(1953) 2 All. E. R. 1232
- 24) (1897) P. D. 269
- 26) (1945) 151 Federal Reporter, 2nd, S. 915
- 27) (1952) 3 South African L. R. 771
- 28) 本件—(1953) 2 All. E. R. 1234
- 29) 30) (1886) 12 P. D. 31 Cooper v. Crane (1891) 2 P. D. 379 拙稿、結婚契約無効にあらわれた強迫（その1）(岡山理大紀要第12号)
- 31) 32) 33) 34) 本件—(1967) 2 All E. R. 302
- 35) この点に関し、寄与した行為者である原告の事務弁護人の助言が、すでに認定された強迫を強めると判示されている。Manchester, Marriage or Prisoner 29 M. L. R. 632
- 36) 本件—(1967) 2 All E. R. 302
- 37) 本件—(1970) 3 All E. R. 913
- 38) Ibid — (1811) 2 Hag. Con. at 104
- 39) Ibid — Bishop, the Law of Marriage and Divorce, vol. 1, 6 th edn. 1881, p. 177

- 40) 本件 —— (1970) 3 All E. R. 915 “.....insufficient to invalidate an otherwise good marriage to escape from a disagreeable situation such as penury or social degradation..... it must, in my judgement, be proved that the will of one of the parties overborne by genuine and reasonably held fear caused by threat of immediate danger, for which the party is not himself responsible, to life, limb. or liberty,...”
- 41) 本件 —— (1971) W. L. R. (C. A.) 965 —— Le mariage en Droit Canonique by Professor Esmein, 2nd ed. vol. 1 (1929) p. 342
- 42) 本件 —— (1971) W. L. R. (C. A.) 968 —— H. V. H. (1954) p. 267. 269.
- 43) 本件 —— (1971) W. L. R. (C. A.) 968 —— Rayden on Divorce, 11th ed. (1971) p. 118. para. 8
- 44) (8) Singh v. Singh の強迫者は、原告の父親だが、被告側の立場とみられる。
- 46) 男性である原告の性格、強迫の性質の双方共、恐怖の強度の審理につき主観的側面の好例としている。 Manchester, Marriage or Prisoner 29 M. L. R. 628
- 48) (1944) I. R. 42
- 49) Manchester, Marriage or Prisoner 29 M. L. R. 631で、その不当性 (injustice) は、罪責の真実性でなく、悪意か欺罔か (malice or deceit) で提起されたかどうかにあるとする。 Bishop, on Marriage and Divorce, Book III, Chccp. XVII ss. 543. p. 233 “force lawful or unlawful” では、適法な逮捕と結婚の選択の場合無効とならないとしている。
- 50) 51) Christine Davies, Duress and Nullity of marriage, vol. 88. L. Q. R. p. 558 p. 553
- 52) Ibid p. 556 Griffith v. Griffith の判決では、不正に科せられた (unjustly imposed) 場合は、すべて無効とするが、この場合、その事情につき申立人にある意味で責任のある場合も含まれてくる。こうした場合の正当性 (just) に限定が必要であるとの趣旨である。
- 53) Ibid. p. 559 Section 21 of the Theft Act, 1968 から、強迫の条件を考察している。
- 54) Bromley, Family Law, 5 th. edr. p. 91
- 55) Law Commission No. 33 Para. 66 p. 29
しかし、今日離婚も容易であることから、裁判所に裁量を留めておくことはあまり実益がないとの考えがある。 S. M. Cretney, Principle of Family Law 1974年 p. 25
尚、ここで同衾があった事例として、3) Griffith v. Griffith と、一週間の同居があった 6) Buckland v. Buckland があるが、結婚の追認 (ratification) とはなっていない。本稿で取り上げていないが McLarron v. McLarron, 10 April 1968 S. J. 419 では、問題の結婚に完成 (consummation) があったが、強迫の主張に対する妨訴 (bar) となっていない。

Study of case law in England

Duress on the Nullity of Marriage Contract (Part II) —— those cases concerned about “fear — whether reasonably entertained or not —” in the case of Scott v. Sebright (1886) 12 P. D. 21.

Shōtarō Hamura

Abstract

This is one of the series on duress as the ground of nullity of marriage and this time I comment on those concerned cases after the decision of Scott v. Sebright (1886) 12 P. D. 21 in relation with the definition of duress “Whenever natural weakness of intellect or from fear — whether reasonably entertained or not —”. I touch upon how this definition of duress has been developed afterward.